

2021年4月2日

各位

東京都渋谷区東三丁目22番14号  
株式会社シティインデックスイレブンス  
代表取締役 福島啓修

**日本アジアグループ株式会社（証券コード：3751）による買収防衛策の発動としての  
新株予約権無償割当ての差止め仮処分申立てに対する決定の発令に関するお知らせ**

株式会社シティインデックスイレブンス（以下「当社」といいます。）は、2021年3月24日付けで（以下、日付は原則として2021年のものとします。）、日本アジアグループ株式会社（以下「日本アジア」といいます。）を相手方として、同社取締役会が3月22日に決定した買収防衛策の発動としての新株予約権無償割当て（以下「本件新株予約権無償割当て」といいます。）を差し止めるための仮処分命令申立てを行いました。これに対し、本日、東京地方裁判所は、本件新株予約権無償割当てを差し止める旨の決定を発令しましたので、お知らせいたします。

そもそも、当社が日本アジア株式の買付けを開始した発端は、日本アジアの代表取締役会長兼社長である山下哲生氏（以下「山下氏」といいます。）が不当に低い価格（600円）によるMBOを行おうとし、日本アジア取締役会がこれを容認したことによって、株主の犠牲のもとに山下氏に約210億円～約220億円の多額の純資産を有する日本アジアを無償で取得させようとしたことです。経営者は、株主価値向上を経営の主目的の一つとすべきであり、MBOの場面では特に株主との利益相反に細心の注意を払う必要があるにもかかわらず、上記のとおり、日本アジアでは、株主価値の犠牲のもとに経営者の利益が図られようとした。

弊社は、このような山下氏による株主からの収奪行為を止めるべく、上記の当初MBO価格の2倍を超える価格である1210円で公開買付けを開始し、上記のように不当なMBOを阻止いたしました。

これに対し、日本アジア取締役会は、当社の公開買付けに反対してデューディリジェンスを拒んだ上、当社の公開買付けの決済開始日より前の日を基準日とする多額の特別配当を決定して当社の公開買付けを撤回に追い込み、更には株主総会の承認を得ることなく取締役会決議で当社に対する買収防衛策（以下「本買収防衛策」といいます。）の導入と発動を決定するという暴挙に出ました。

しかしながら、本日、東京地方裁判所は、「本件新株予約権無償割当ては、著しく不公正な方法によるもの」であり、当社は日本アジアに対して「本件新株予約権無償割当てをやめること請求することができる」という判断を示し、日本アジアによる本買収防衛策の発動（本件新株予約権無償割当て）という暴挙を差し止める仮処分決定を下しました。

日本アジア取締役会は、自らの保身のために、本買収防衛策の導入と発動を株主総会における株主の判断を仰ぐことなく決定するなど、今回の仮処分に関する裁判費用を含め、多額のコストを使い続け、株主の皆様から預かった大切な会社資産を食い潰しています。また、日本アジアが3月1日付けで公表した「当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策等に関するお知らせ」によれば、同社は、国際航業及びJAG国際エナジー（以下「主要子会社2社」といいます。）を売却し、その売却資金による更なる株主還元を行うとのことですが、その売却については入札形式によるとされているものの、具体的な手続きは公表されておらず、前記の極めて不当なMBOの試みに照らすと、売却手続きの公正さには大きな疑念を抱かざるを得ません。また、「売却資金による更なる株主還元」についても、売却代金の手取りの何割を株主還元に戻すのか、いつ、どのような方法で実施するのかといった具体的な説明は一切なされていません。

当社は、日本アジア取締役会に対し、今回の仮処分決定を機に、これまで株主を軽視し続けてきたことを真摯に反省していただくことを求めます。また、日本アジア取締役会は、主要子会社2社の入札の具体的な手続きやその売却資金による更なる株主還元の具体的な内容を公表して、売却の手続きや売却資金の使途の透明性を確保すべきであると考えます。

以上のような経営者の独善的な行為による株主価値の破壊から株主の権利を守るのが、コーポレートガバナンスの主な目的ですが、これまでの推移を見る限り、山下氏が日本アジアの経営者として適任であるか、はなはだ疑問です。

当社は、株主の権利を守るため、今後も日本アジアのコーポレートガバナンスの改革に向けた提言を続けて参る所存です。

以上